

青森県建築工事積算における数値の取り扱い要領

1 複合単価作成

【単 価】

- ・ 物価資料等の掲載単価及び調査単価を使用する場合は、端数処理を行わない。
- ・ 見積等を加工する場合の有効桁は、上位3桁とし4桁目を四捨五入する。ただし、有効桁に小数点以下3位以降が有る場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位までとする。

【数 量】

- ・ 標準歩掛り、統計値及び他資料等の数値は、原則として端数処理を行わない。
- ・ 算定した数量の有効桁は、上位3桁とし4桁目を四捨五入する。ただし、有効桁に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第6位を四捨五入し小数点以下第5位までとする。

【金 額】

- ・ 単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、小数点以下第3位以降を切り捨てとし小数点以下第2位までとする。

【複合単価】

- ・ 金額の合計結果の複合単価の有効桁は、上位3桁とし4桁目を四捨五入する。ただし、千円未満の場合は、一円の位を四捨五入し十円単位とし、十円未満の場合は、小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。

2 市場単価・単位施工単価

- ・ 採用単価を係数等で補正する場合の有効桁は、上位3桁とし4桁目を四捨五入する。ただし、千円未満の場合は、一円の位を四捨五入し十円単位とし、十円未満の場合は、小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。

3 細目別内訳書及び別紙明細書

【単 価】

- ・ 物価資料等の掲載単価及び調査単価を使用する場合の有効桁は、端数処理を行わない。
- ・ 見積等を加工する場合の有効桁は、上位3桁とし4桁目を四捨五入する。ただし、千円未満の場合は、一円の位を四捨五入し十円単位とし、十円未満の場合は、小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。

【数 量】

- ・ 数量の取り扱いは、数量積算基準による。ただし、少量の場合には単位を変更することが出来る。
- ・ 契約図書に記載された数量は、端数処理を行わない。

【金 額】

- ・ 単価と数量を掛け合わせた結果の金額に、小数点以下の桁が生じた際は、小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。
- ・ 一式計上された金額の有効桁は、上位4桁とし5桁目を四捨五入する。ただし、一万円未満の場合は、一円の位を四捨五入し十円単位とし、十円未満の場合は、小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
- ・ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に一円単位として一式計上する。

4 代価表

- ・ 「1 複合単価作成」の取り扱いによる。

5 共通費

【金 額】

- ・ 「建築工事共通費積算基準」の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。
- ・ 積み上げにより算定した金額は、別紙明細書による。

【合計金額】

- ・ 各共通費の合計金額は、端数処理を行わない。
- ・ 工事価格の調整が必要な場合は、一般管理費等で行う。ただし、設計変更及び随意契約の後工事の計算時に控除する前工事の一般管理費等は、調整前の金額を採用する。

6 工事価格

- ・ 原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は、一万円単位となるように調整する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。